

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成29年10月23日

照会者名 AITH マネジメント株式会社（代表取締役社長）梅澤 亨 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成29年9月25日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

建設業許可を持たない海外企業であるY社が、「日本国内企業で発電所建設プロジェクトに必要な業種の許可を保有するZ社と”コンソーシアム”を組み、当該発電所の建設プロジェクトを遂行すること」は建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に違反する可能性がある。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会書にある”コンソーシアム”について、その内容が必ずしも明らかではないが、”コンソーシアム”が共同企業体を意味するものとして、以下見解を示す。

法第3条第1項において、建設業法施行令（以下「政令」という。）で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、日本国内で建設業を営もうとする者は必要な建設業許可を受けなければならないこととされている。共同企業体が建設工事を請け負う場合においても、共同企業体の各構成員は、共同企業体として請け負う工事区分の全部又は一部に該当する区分の建設業許可を有することが求められる。

以上のことから、照会の事例において、共同企業体として請け負う工事のうちY社が請け負う部分が建設業法に定める建設工事に該当し、かつ、当該工事が政令で定める軽微な工事に該当しない場合には、同社は建設業許可を受けることが必要であり、建設業許可を受けることなく工事を施工した場合には、法第3条第1項の規定に違反する可能性が高い。